

佐賀県農業大学校評価実施要領

(趣旨)

第1条

この要領は、佐賀県農業大学校(以下、「農大」という。)が意欲的な農業者等を育成するため、研修教育内容等の改善に向けた学校評価の実施に関し、必要な事項を定める

(学校評価の方法)

第2条

農大が行う学校評価は、農大が自ら行う評価(以下、「自己評価」という。)及び自己評価に関して外部者が行う評価(以下、「外部評価」という。)とする。

(自己評価の実施)

第3条

農大は、重点目標及び重点目標の達成に必要な評価項目等を設定した上で、当該重点目標に係る評価指標の達成状況及び次年度の課題等について、毎年度、自己評価を実施する。

(学校評価推進会議の設置)

第4条

農大校長は、前条の自己評価を実施するため、学校評価推進会議を設置する。
2 学校評価推進会議は、校長、副校長、関係する部長及び校長の指名する職員で構成する。

(外部評価の実施)

第5条

農大は、自己評価の結果に関して、研修教育内容及び学校運営に関する検討を行う外部評価を実施する。

(外部評価委員会の設置)

第6条

農大校長は、前条の外部評価を実施するため、農大と関係のある外部者を委員とする外部評価委員会を設置する。

2 外部評価委員は、先進的農業者、農大後援会、農大同窓会、高等学校農業部会、学識経験者等により構成し、校長が依頼する。

委員の任期は、年度内とし、再任を妨げない。

委員長及び副委員長は互選とする。

(評価結果の活用)

第7条

農大校長は、自己評価及び外部評価をもとに、次年度以降の研修教育内容及び学校運営等の改善を図る。

(評価の公表)

第8条

評価結果については、農大のホームページへの掲載など適切な方法で公表する。

2 公表にあたっては、その内容・表現等について必要な配慮を行うとともに、個人情報取扱には十分注意する。

(その他)

第9条

この要領に定めるもののほか、必要な事項は農大校長が別に定める。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。